

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 9 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	バングラデシュ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国の首都ダッカは、近年の急激な人口増加に伴う交通需要の急増による慢性的な交通渋滞や大気汚染などが深刻な問題となっている。これら問題の解決に向けて、バングラデシュ政府は JICA の協力により 2016 年にダッカ都市交通戦略改訂計画（RSTP）を策定し、公共交通ネットワークの中心として MRT や BRT 等が提案された。この RSTP に基づき、円借款により建設された同国初のダッカ MRT6 号線は 2022 年 12 月末から運行を開始し、都市交通において大きな役割を担っており、後続路線の MRT 1 号線、MRT 5 号線（北線）が円借款により建設中で、ADB により MRT5 号線（南線）の事業化調査と詳細設計も実施されている。更に、2022 年から ADB の支援により RSTP の更新が実施されており、今後とも MRT をはじめとした公共交通計画・整備は加速していくと見込まれる。

こうした MRT 等の都市交通の拠点・結節点の周辺開発方針を都市計画に適切に反映させ、駅周辺・沿線の都市・土地開発を誘導・管理・規制していくことを見据え、ダッカの詳細地域計画（DAP 2022-2035）では、公共交通指向型開発（Transit Oriented Development: TOD）のコンセプトが示されている。しかし、DAP に TOD 実現のための具体的な方針・計画は示されておらず、加えて実施機関の首都圏開発庁（RAJUK）は TOD に係る専門的な知見・経験不足という課題に直面している。そのため、RAJUK は 2021 年から JICA の技術協力で「MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト」を実施し、TOD のセミナー、TOD ガイドライン・政策策定、パイロット地区であるガブトリ駅およびウットラセンター駅周辺地区の概略開発計画であるコンセプトプラン策定、都市・土地開発事業のための初期的な検討に取り組んできている。更に、複数の土地所有権、借地権等を交換分合して、統合的に土地開発するためには、土地区画整理事業や市街地再開発事業のような権利変換事業スキームの導入が必要となること

から、バングラデシュ政府は 2026 年 4 月に Town Improvement Act を RAJUK Act 2026 に改定し、権利変換事業を RAJUK 事業として位置付けた。これと並行して TOD 政策策定支援プロジェクトでは権利変換事業の基本的な実施ルールを規定した権利変換事業実施規則（案）を策定している（住宅公共事業省の承認待ち）。

しかし、これらプロジェクト活動を通じ、TOD 実現に向けた事業実施段階に進むためには、先行プロジェクトの成果を活かした RAJUK および関係機関の更なる活動・能力強化が必要と見込まれている。TOD ガイドラインでは、都市・土地開発事業の手法として、従来の用地取得に加えて、（１）土地区画整理、（２）再開発、（３）複数の地権者による建物の共同開発等が挙げられているが、これらを実施するためには、開発のコンセプトプランに加え、それに基づく実施計画プラン、実施のための関連機関の能力や効果的な調整メカニズムの強化が必要である。すなわち、コンセプトプランの実施計画である詳細マスタープランや関連公共施設の整備予算確保のための Detailed Project Plan (DPP) の策定・承認申請、TOD ガイドラインを定着させるための新たなコンセプトプランの策定と TOD ゾーンの指定、未だバングラデシュで実施事例がない権利変換事業の実施能力を形成するためのパイロット地区を対象とした同実施規則に基づく権利変換事業計画の策定を行う必要がある。また、TOD においては複数の交通モードで構成される公共交通ネットワークの円滑な統合、特に MRT 駅周辺のフィーダー交通の適正な管理が重要であり、関連機関による交通管理のための計画・調整能力の強化が必要であると見込まれる。

以上の背景から、先行プロジェクトの成果である TOD ガイドライン、コンセプトプラン、権利変換事業実施規則およびその他政策等を踏まえ、ダッカ MRT 沿線のパイロット地区での活動を通じ、RAJUK 及び関係機関の TOD 促進のための開発計画策定・実施に関する能力強化を図る本技術協力プロジェクトを行うこととした。本技術協力を通じて強化された能力が都市の開発・管理に活用されることにより、MRT 沿線の都市開発と都市構造の効率化が促され、MRT 利用者の利便性向上、公共交通利用の促進と女性の社会進出機会の拡大、自動車利用の転換に伴う交通渋滞の緩和と CO₂排出量削減に資することが期待される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野

に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的な担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026年9月下旬～2026年10月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、バングラデシュ政府の開発政策を確認する。
- ② 他ドナーによる関連プロジェクトに係る最新の資料・情報の収集・分析を行う。
- ③ バングラデシュにおける貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ、障害者対策、その他社会的包摂性の向上に関する法制度、ガイドライン等にかかる最新の情報を確認する。
- ④ 担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ⑤ バングラデシュ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は現地派遣前にJICAに提出すること。
- ⑥ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ⑦ 調査団内の打合せ、対処方針会議等を含め関連会議に参加するとともに、他分野の団員と連携し、議事録を作成すること。

（２）現地業務（2026年10月中旬～2026年11月上旬）

- ① JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

- ア) 要請背景・内容
- イ) 関連する開発計画、政策、制度（未承認の場合の状況確認含む）
 - (a) 制定や改定に係る背景、必要性
 - (b) 関連する組織、所掌業務
 - (c) 実施や運用に係る現状、課題
- ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- オ) 気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティに関する法制度、ガイドライン等にかかる最新情報
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAバングラデシュ事務所等に報告する。
- (3) 整理業務（2026年11月中旬～2026年12月上旬）
 - ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
 - ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA。

成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

（１） 業務完了報告書

2026 年 12 月 1 日（火）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 10 月中旬～11 月上旬を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 2 週間先行して現地調査の開始を予定して

います。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 都市計画/TOD (JICA が別途契約するコンサルタント)
- エ) 環境社会配慮 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります)。
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームから配付しますので、(TEL:03-5226-8103 , Mail:imgge@jica.go.jp) にご連絡ください。
 - ・要請書 (写)
 - ・案件概要表 (案)
 - ・MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト ファイナルレポート (Republic of Bangladesh Project for Development of Policy and Guidelines for Transit Oriented Development along Mass Transit Corridors Final Report)
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・MRT沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト事前評価報告書(2021)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1903932_1_s.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具

体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以 上